

# パブリックコメントを送ろう！ 「審議のまとめ」の主な問題点

名前の記入は任意です。全体に対して意見を送ることも、各章ごとに意見を送ることもできます。また、一度に何件でも送信できます。下表に「審議のまとめ」の主な問題点をまとめましたので、参考にして下さい。

<p>第 1 章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状</p>	<p>【多忙の原因】 p7 審議のまとめは、学校の多忙の原因を「子供たちが抱える課題が複雑化・困難化」していることと「保護者や地域からの学校や教師に対する期待が高まっていることなど」としている。 →学校の多忙化の主な原因は、教職員を増やさず業務を増やしてきたこと、残業代を支給せず「定額働かせ放題」としている制度などにある。文科省はまずはこれまでの施策を反省すべきだ。</p>	<p>第 5 章 教師の処遇改善</p>	<p>【時間外勤務手当】 p50 審議のまとめは、「教師の職務等の特殊性を踏まえると、通常の時間外勤務命令に基づく勤務や労働管理、とりわけ時間外勤務手当制度には馴染まない」としている。 →公立学校の教員以外の職には労働基準法が適用され、残業代が支給されている。残業代を支給できないほどの特殊性はない。 【教職調整額 10%】 p52 審議のまとめは、「教師の職務等の特殊性を踏まえ本給相当として支給される教職調整額の率については、現在の4%を少なくとも10%以上とすることが必要」とした。 →現状の4%も10%も定額働かせ放題という点では同じ。これでは多忙解消につながらない。 【新たな職に対応した級の創設】 p53 審議のまとめは、「『新たな職』を創設することに伴い、職務給の原則に従って、一定の校務分掌の中核となる教師に適切な処遇を確保するため、教諭（2級）と主幹教諭（特2級）の間に給料表上、新たな級を創設する必要がある」とし、その役割として「具体的には、学校のマネジメント機能の強化や若手教師へのサポートに取り組む教師のほか、心理や福祉等の専門性を有する教師が教育相談や特別支援教育コーディネーター等を担当する場合など」をあげている。 →役割によって給与に差を設けることは教職員集団の分断につながる。 【学級担任の処遇改善】 p53 審議のまとめは、「学級担任をしている教師は学級担任外の教師よりも在校等時間が長くなっている。こうした職務の重要性や負荷を踏まえ、現在、一律支給されている義務教育等教員特別手当について、職務の負担に応じた支給方法に見直すこととし、学級担任について手当額を加算する必要がある」としている。 →担任以外の教員も担任のサポート等をし、学校は教職員が助け合って運営されている。学級担任に手当を厚くすることは職場の分断につながる。また、担任以外の教員の手当を引き下げるとは問題。</p>
<p>第 3 章 学校における働き方改革の更なる加速化</p>	<p>【時間外勤務時間の目標設定】 p23 審議のまとめは「まずは時間外在校等時間が月 80 時間超の教師をゼロにするということを最優先で目指すべきである。その上で、上限指針では原則として時間外在校等時間の上限が月 45 時間以内となっていることを踏まえ、全ての教師が月 45 時間以内となることを目標とし」「将来的には、教師の平均の時間外在校等時間を月 20 時間程度に縮減することを目指し、その後も不断の努力で見直し」としている。 →超勤縮減がいつになるか不明確。しかも給特法は「原則時間外勤務を命じない」としているのに、残業 0 時間をなぜ目標にできないのか。</p>		
<p>第 4 章 学校の指導・運営体制</p>	<p>【授業の持ち時間上限設定】 p35 審議のまとめは「教師が受け持つ児童生徒数が少ない場合は持ち授業時数は多いものの在校等時間は短く」なっている事例等をあげ、「持ち授業時数のみで教師の勤務負担を測ることは十分ではない」とし、上限設定に否定的。 →持ち時間を減らさないと時間内に授業準備できない！ 【基礎定数の引上げ】 p35 教員の基礎定数を上げるためには、義務標準法で学級数ごとに定められた「乗する数」の引上げが必要だが、審議のまとめは「『乗する数』の引き上げは、・・・活用目的を限定しない基礎定数の増加となるため、必ずしも増加した教員定数が持ち授業時数の減少のために用いられない可能性がある」として否定的。 →教職員を増やさないと学校の多忙状況は解決しない！</p>		

